

I、「日の丸・君が代」に関する質問

2.【諸外国の例などについて】(3)に関連して

回答者：初等中等教育局教育課程課教育課程総括係長 川口貴大
生涯学習政策局参事官付外国調査官 篠原康正
初等中等教育局教育課程課企画調査係長 鈴木智哉

- ①事前質問に対する川口氏の回答では、フランスの学習指導要領には、国旗国歌をホームルーム教育として指導することとされているとのことだった。その文書の正式名称と、その該当箇所を引用して教えていただきたい。

《事前質問に対する回答》

A(川口)フランスの学習指導要領におきましても、国旗国歌をホームルーム教育として指導することとされているという例がございます。

- ②フランスでは、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるのか、また根拠法令はあるのか。
③フランス以外の国で、『学習指導要領』のようなものがある国はあるのか。文科省の既存資源6ヶ国の他に、出来ればOECD諸国に調査範囲を広げてお答え願えれば幸いである。
④『学習指導要領』がある国で、その中に国旗国歌の指導方法が規定してある例があれば教えていただきたい。

以上は、下記のやりとりから生じた質問です。

《当日の質疑応答の中での回答》

Q:諸外国で、処分まで出して、公務員を立たせようとするところがあるのか

A(篠原):先ほどいただいた、フランスではじゃ実際にそういう処分とか行われているという事例はあるか、ということについては、比較的フランスは、文書をしっかり残しておりますので、ここはこちらで時間をいただければ、その事例については、あるかないか、調べることが出来ると思います。

Q:学習指導要領のようなものがあるかどうかとか、そういうものに国旗国歌について指導方法みたいなことを規定している国はあるかどうか、とかそういうことはどうですか。

A(篠原):今、とりあげたうちの文科省が、調べられる国の範囲については、調べておりますが、今言った観点、特に初等中等について今までわれわれもそういう観点で見たことがありませんでしたので、そこは学習指導要領ちゃんと規定されている国については、確認することができるかと思えます。

- ⑤学校制度が出来て百年の歴史の中で、何いつ頃から卒業式や入学式で国旗国歌を使うようになったのか。そのねらい、目的は何だったのか。

これは、下記の質問に対する鈴木智哉係長の回答が、現行の学習指導要領の範囲に留まったため、時間を費やしても、質疑がすれ違いのまま終わってしまったので、改めて質問するものです。

《当日の質疑応答の中での回答》

Q:卒業式や入学式があるのは日本、そこに日の丸・君が代、国旗・国歌というのがあるのがほぼ日本だけということなのですが、なぜ、日本の教育がそうなったのか、いつ頃そうなったのか、そのねらい、目的は何だったのか、その背景、時代状況は、どうだったのかと言うことを、文科省としてはどのように捉えられているのか。

Ⅱ、大阪府・市の教育政策に関わる質問

2. 【人事評価が「最低」評価の者の「再任用」を拒否する制度を強行した大阪府の施策について】(3)の関連

回答者： 初等中等教育局初等中等教育企画課専門職 堀家健一

①事前質問に対する堀家氏の回答の中で、引用された『改正地方公務員法』の該当条文をご教示願いたい。

《事前質問に対する回答》

A(堀家)一方平成26年5月に成立いたしました、改正地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用するというふうに定められております。任用の方法、根本基準として、職員の任用はその法律に定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうに規定されているところでございまして、これらを踏まえまして、任命権者である大阪府教育委員会において、適切に判断をすべきものと、承知をしております。

②堀家氏は、引用条文を根拠に再任用は任命権者の全面的な裁量と説明していると思われるが、『地方公務員の雇用と年金の接続について(総務副大臣通知)』(平成25年3月29日)によれば、希望する職員については再任用するのが原則であり(下記参照)、「再任用しない者の要件」とは、別紙『国家公務員の雇用と年金の接続について』(平成25年3月26日 閣議決定)の「記」②に、「第42条の規定に基づく欠格事由又は分限免職事由に該当する場合」と限定されており、任命権者には広い裁量権が認められていないのでないか。

※『地方公務員の雇用と年金の接続について(総務副大臣通知)』(平成25年3月29日)から

「定年退職する職員(勤務延長後退職する職員を含む。以下同じ。)が公的年金の支給開始年齢(以下『年金支給開始年齢』という。)に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする。こと、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとする。」

※別紙『国家公務員の雇用と年金の接続について』(平成25年3月26日 閣議決定)から

「②(能力・実績主義と再任用しない者の要件)

再任用職員も含めた職員全体のモチベーションの維持向上と意欲と能力のある人材の最大限の活用の観点から、能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を徹底するとともに、そのための環境を整備する。再任用を希望する者が国家公務員法第38条若しくは第78条の規定又は自衛隊法第38条若しくは第42条の規定に基づく欠格事由又は分限免職事由に該当する場合には、上記①は適用しない。」

3. 【大阪府による中学校における文科省「全国学力・学習状況調査」結果の内申点への反映問題について】(4)関連

回答者： 初等中等教育局参事官付学力調査室 荒井俊晴

③全国学力・学習状況調査の結果の高校入試利用について、事前質問に対して荒井氏から下記の回答があった。ところがこの回答の翌日(8月4日)、下村文科大臣が記者会見で大阪府の意見を聞くことを発表し、8月20日に松井大阪府知事との会談が行われ「今年度限りで認める」との決定が伝えられたと報道された。これは、「全国的な学力調査に関する専門家会議」の意見は、尊重されなかったということなのか。また、来年度以降の扱いについて、一部報道では「府教委は再来年春以降も態度を変えず」とされているが、文科省の見解はどうなっているのか、お答えいただきたい。

《事前質問に対する回答》

A(荒井): 弊省といたしましても、全国的な調査としての統一性が損なわれ、調査の信頼性を損ねることとなり、調査自体への影響が全国に及びかねないということもございますので、文科省としても、専門家の意見の方向で、検討しているところでございます。ただし、本年度の活用については、学校現場での混乱を防ぐという観点で、協議に応ずることとしておりますが、今年度のお話でありますのでできるだけすみやかに判断していきたいと考えております。

4. 【いかなる場合にも、「起立・斉唱」を優先させる「職務命令」や「指示」について】(6)の関連

回答者： 初等中等教育局初等中等教育企画課専門職 堀家健一

- ④特別支援学校の卒業式等においては、いかなる状況が想定され、それに対してどのような配慮が必要とされるのか。想定される状況の中には起立斉唱できない場合も入っているのか、文科省の見解を示されたい。

《当日の質疑応答の中での回答》

これは、当日の質疑応答の中で、下記のようなやりとりが延々と続いて、お答えが曖昧なまま終わったので、再度回答を求めるものです。

Q:一般論で言えば、特別支援学校で、肢体不自由で立てない生徒が、半分ぐらいいる中で、起立斉唱の国歌斉唱というプログラムが必要かどうか。

A(堀家):ご指摘の通り、特別に配慮する必要があると、いうふうにわれわれの方で考えております。一方で、あくまで国旗・国歌の掲揚・斉唱の実施方法に関しては、社会通念に従って、各教育委員会であったり、各学校長が適切に判断するものでございます。

Q:社会通念で、どういうものですか。

A(堀家):社会通念というのは、一般的なのが社会通念でございますので、個別具体的に申し上げることは難しいですけれども、

Q:特別支援学校については、特別な配慮が必要だと今答えたでしょ。それどういうことか、文書でも出しているんですか。

Ⅲ、教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して

1.【教科書の採択について】(1)採択権限について

回答者: 初等中等教育局教科書課企画係長 新見志保

- ①教育行政が教科書の採択を行っているのは日本と中国だけだという認識を持っている、という回答であったが、貴省の保有資源6ヶ国以外に、OECD諸国あたりの範囲まで広げて、お調べいただくことは出来ないだろうか。
- ②調査員に現職の教員を多く配置していることと、教員の意向が多く採択に反映されることは同義ではない。現行の採択制度の下にあっては、数人の専門外の間で恣意的に教科書が決められてしまっている例も多い。現行の教科書採択の制度とその運用実態で問題がない、と考えているのか。
- ③学校現場で実際に教育活動を行っている教員の意見を採択の過程にもっと反映させるように制度改革や指導をすべきではないのか。

以上は、下記のやりとりから生じた質問です。

《当日の質疑応答の中での回答》

Q:今の文科省側の回答で、教育行政が採択権限を持っている国が日本以外に中国しかない、この2つの国だということを認めたのですね。

A(新見):調べた中ではないです。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国と調べておりますが、その調べた中では中国。

Q:専門領域のない教育委員が、採択を決めちゃうというのはおかしいんじゃないですか、どう考えたって。それをちゃんと考えて欲しいと思うんです。地教法をちゃんと読むと、これは教育委員はあくまでも採択事務なんですよ。

A(新見):現状調査ですと各市町村の調査員に、先生方を約98.6%の先生を配置しているということですので、専門の先生で、そして児童生徒の身近に接している方の意見をお伺いして、最終的な採択については、教育委員会が定めるというふうと考えております。

1.【教科書の採択について】(4)採択地区の細分化について

回答者: 初等中等教育局教科書課企画係長 新見志保

- ④まず、採択地区の「数」だけを示しても、細分化が進んでいることの実証にはならないことを認めたい。その上で、

もし本当に細分化が進んでいるというのなら、採択地区の「数」のみではない、実態の分かる客観的な資料を改めて示されたい。

⑤義務教育の広域採択制を改めて、学校ごとの採択が行われるようにすべきではないのか。

以上は、下記のやりとりから生じた質問です。

《当日の質疑応答の中での回答》

Q:採択地区の細分化と言うことで、単に数が増えたと言うことで細分化されたといいましたが、実態は全く逆です。むしろ巨大な採択地区が生まれているというこの現実、どう見るか。

A(新見)採択地区については細分化が進んでおり、平成9年から比べると582地区になっている

Q:それは統計の読み方を間違っている。数の比較と細分化とは別問題。

6.【総合的学習における自衛隊施設訪問について】(11)

回答者： 初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長 栗林芳樹

初等中等教育局児童生徒誤指導調査係主任 福井孝夫

⑥文科省から、防衛省へ、「総合的な学習」への協力依頼の文書を出していることを、認められたい。

以上は、下記のやりとりから生じた質問です。

《当日の質疑応答の中での回答》

Q:総合学習の自衛隊のことについて、全くそういう特定の団体に文書を出した覚えがないとか言っているんだけど、防衛省に、この本にもちゃんと書いてあるんですけど、文科省への協力の内容とこう文書が出てるんだよ。

A(栗林):今一度済みません、戻って調べたいと思います。

⑦自衛隊の「実弾演習」を見学するようなことが「職場体験」としてふさわしいのか。そもそも自衛隊での体験からどのような「職業理解」を期待しているのか。

⑧各学校の判断を超えて、教員委員会等が画一的に「総合的な学習」の内容を押しつけることが、教科本来の目的・目標から許されることなのか。

以上は、下記のやりとりから生じた質問です。

《当日の質疑応答の中での回答》

Q:自衛隊を職場体験として、一体何を学ばせると、実弾演習から何を学び取れるとお考えですか、それを前提とした上で、なお自衛隊を訪問することは職業体験の場として妥当とお考えですか。

A(福井):その学校のキャリア教育の目的がどうなっているか、それについて、学校がどういうふうに関わりを持つべきかについて判断されているかというそういう観点が重要だと思っています。

A(栗林):各学校の場でということで、ご批判があるのかも知れませんが、・・・今、制度上そうなっているということでありまして、一概に自衛隊に行ったから、いい悪いということは、なかなか目標の内容に照らしてみないと分からない。

Q:今回立川でやるのは、学校単位じゃなくて、立川市の教育委員会と東京都が合同で、立川市の小学校に来いと言っている。4校、5校、小学校2年生なんか入ってんだよ。ムチャクチャだよこんなの。総合学習の名目だよ。